

犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（概要）

（平成31年2月20日 鹿相第70号）

本通達は、犯罪被害給付制度の事務処理要領について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 給付金の支給手続
- 他の法令による給付等との関係

等である。